

職員からの苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年1月19日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第5号

職員からの苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情の処理に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による採用は、この規則による改正後の職員からの苦情の処理に関する規則第3条第2号に規定する地公法第22条の4第1項の規定に基づく採用とみなす。

(人事委員会事務局)